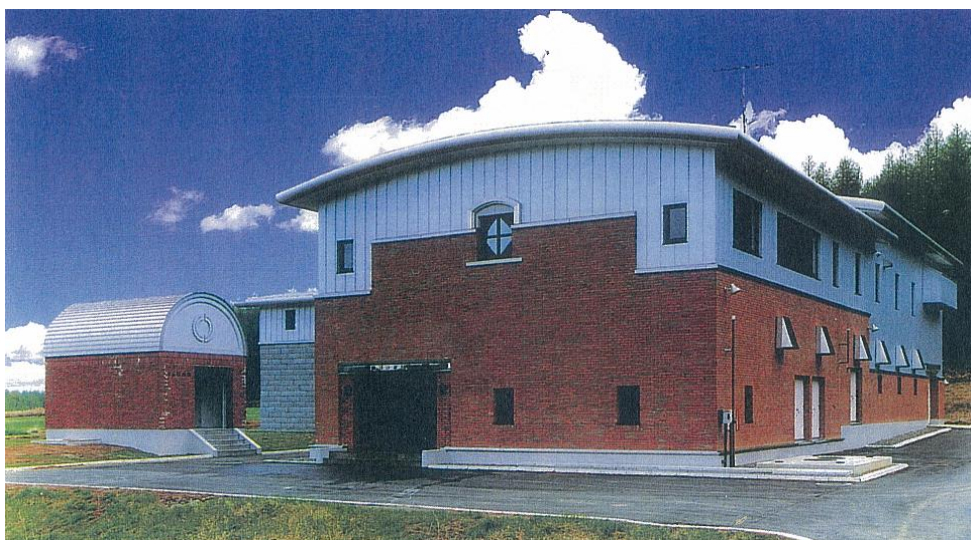


令和2年度水質検査計画書



陸 別 町

目次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
3. 原水及び浄水の水質状況	2
4. 水質検査の採水地点	3
5. 水質検査項目及び検査頻度	3
6. 水質検査の方法	3
7. 臨時の水質検査	3
8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表	3
9. 水質検査の精度と信頼性の保証	3
10. 関係者との連携	4
資料(過去3年間の水質検査結果)	15

1. 基本方針

水質基準は、水道水の安全性を保証するために「水道法」及び「水質基準に関する省令」で定められており、水道事業者は定期及び臨時に水質検査を行い、安全な水を供給することが義務付けられています。

陸別町では、法令に定められた水質検査の内容を基本としながら、以下のとおり検査計画を策定し、水質の適正管理を行います。

- ・ 検査を行う項目は法令に定められた全ての項目について行います。
- ・ 検査を行う頻度は法令に定められている回数を基準としますが、過去の検査結果等により3年に1回の検査に減じることができる項目であっても、安全性を確認するため年に1回以上実施します。また、同様に省略できる項目であっても年に1回以上実施します。
- ・ 原水の検査については消毒副生成物を除く全ての項目と、クリプトスポリジウム等関連の検査を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況（平成30年度実績、給水人口は平成31年3月31日現在）

水道事業	給水人口	年間給水量	1日平均給水量
陸別地区簡易水道（銀河の森含む）	2,102 人	444,739 m ³	1,218 m ³
小利別地区専用水道	56 人	55,394 m ³	152 m ³

(2) 水源

水道事業	区分	名称等
陸別地区簡易水道	表流水	十勝川水系斗満川支流斗満熊の沢川
小利別地区専用水道	湧水	十勝川水系小利別川支流小利別沢川
銀河の森専用水道	受水	陸別地区簡易水道

(3) 浄水場施設

水道事業	名称	浄水方法
陸別地区簡易水道	陸別浄水場	急速ろ過 凝集沈殿（ポリ塩化アルミニウム） 塩素消毒（次亜塩素酸ナトリウム）
小利別地区専用水道	小利別浄水場	塩素消毒（次亜塩素酸ナトリウム）
銀河の森専用水道	銀河の森貯水槽（陸別地区簡易水道から受水）	塩素消毒（次亜塩素酸ナトリウム）

3. 原水及び浄水の水質状況

(1) 陸別地区簡易水道

水源である斗満熊の沢川は、1年を通じて比較的水質が安定していますが、降雨時や融雪時には、濁度及び色度が上昇することがあります。水質管理上留意する項目は次のとおりです。

区分	汚染の要因	水質管理上留意すべき事項
原水	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨時、融雪時 ・野生動物の糞尿 ・腐敗した動植物 	色度、濁度、PH 一般細菌、大腸菌 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 クリプトスポリジウム
浄水	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水処理用薬品 次亜塩素酸ナトリウム(消毒) ポリ塩化アルミニウム(凝集) 	消毒副生成物 アルミニウム

(2) 小利別地区専用水道

湧水を水源としているこの施設は、非常に水質が良好で1年を通じて安定しています。取水池は半円形のカルバートボックスで覆われ、他の生息動植物と接触することは無く汚染の恐れはありません。クリプトスポリジウムの指標菌となる大腸菌、嫌気性芽胞菌は検出されたことはありません。

浄水処理は次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌処理のみで行っています。水質管理上留意する項目は次のとおりです。

区分	汚染の要因	水質管理上留意すべき事項
浄水	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水処理用薬品 次亜塩素酸ナトリウム(消毒) 	消毒副生成物

(3) 銀河の森専用水道

陸別地区簡易水道の浄水を受水しているこの施設は、水質は常に安定しています。水質管理上留意する項目は次のとおりです。

区分	汚染の要因	水質管理上留意すべき事項
浄水	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水処理用薬品 次亜塩素酸ナトリウム(消毒) 	消毒副生成物

4. 水質検査の採水地点

浄水は水質基準が適用される蛇口(給水栓)、原水は浄水場の入口(着水井)において採水することとします。

5. 水質検査項目及び検査頻度

水質検査項目については平成26年4月から亜硝酸態窒素が追加され全部で51となっています。検査の回数については、過去の検査結果や水源周辺の状況等から回数を減らしたり、省略することができます。

陸別町においては、過去の検査結果等から水質が安定しているため、法令で検査頻度を減じることができる項目については、減じた回数で行います。ただし、省略又は3年1回に減じることのできる項目については、安全性を考慮し年1回以上行います。

クリプトスポリジウム等関連については、陸別地区簡易水道で指標菌の検査を3ヶ月に1回、クリプトスポリジウムの検査を年1回行います。また、浄水場において20リットルの浄水を毎日採取し、ポリタンクに14日間サンプルとして保管することとします。(検査項目、検査頻度については、P5表1-1～P9表1-5のとおり、検査頻度の検討については、P10表2-1～P12表2-3のとおり)

6. 水質検査の方法

採水については、町が各採水地点で行い、検査業務受託者が速やかに運搬するものとします。

水質検査の業務は、「帯広市上下水道部水質検査センター」に全ての基準項目(臨時の水質検査を含む)とクリプトスポリジウム関連の検査を委託します。

水質検査結果の確認方法については、検査結果書の他に分析日時、分析を実施した検査員氏名、検量線のクロマトグラム、濃度計算書等の書類を提出させ、適正な結果であることを確認することとします。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次に掲げる水質異常が発生したときに直ちに実施し、水道水の安全性が確認されるまで行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
- ・ 浄水過程に異常があったとき。
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は検査結果や需用者のご意見等を基に、必要に応じて見直しを行います。計画書と検査結果については、役場建設課カウンター及び町のホームページにおいて公開します。また、全項目検査の結果については、町の広報誌にも掲載します。

9. 水質検査の制度と信頼性の保証

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、適切な委託契約を結ぶとともに、委託先に対し、厚生労働省や北海道水道水質管理協議会が行う外部精度管理事業に積極的に参加するよう働きかけ正確かつ精度の高い検査となるよう求めています。

10. 関係者との連携

水道水に水質汚染事故が発生した場合には、帯広保健所及び北海道環境生活部環境局環境推進課、その他関係機関と連携し迅速で適切な対応をいたします。

表1-1 水質検査の頻度と時期

陸別地区簡易水道

番号	項目名	原水												頻度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌		○			○			○			○		3ヶ月1回
2	大腸菌		○			○			○			○		
3	カドミウム及びその化合物					○								年1回
4	水銀及びその化合物					○								
5	セレン及びその化合物					○								
6	鉛及びその化合物					○								
7	ヒ素及びその化合物					○								
8	六価クロム化合物					○								
9	亜硝酸態窒素					○								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン					○								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								
12	フッ素及びその化合物					○								
13	ホウ素及びその化合物					○								
14	四塩化炭素					○								
15	1,4-ジオキサン					○								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン					○								
17	ジクロロメタン					○								
18	テトラクロロエチレン					○								
19	トリクロロエチレン					○								
20	ベンゼン					○								
21	塩素酸													
22	クロロ酢酸													
23	クロロホルム													
24	ジクロロ酢酸													
25	ジブromクロロメタン													
26	臭素酸													
27	総トリハロメタン													
28	トリクロロ酢酸													
29	プロモジクロロメタン													
30	プロモホルム													
31	ホルムアルデヒド													
32	亜鉛及びその化合物					○								年1回
33	アルミニウム及びその化合物					○								
34	鉄及びその化合物					○								
35	銅及びその化合物					○								
36	ナトリウム及びその化合物					○								
37	マンガン及びその化合物					○								
38	塩化物イオン		○			○			○			○		3ヶ月1回
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								年1回
40	蒸発残留物					○								
41	陰イオン界面活性剤					○								
42	ジェオスミン					○								
43	2-メチルイソボルネオール					○								
44	非イオン界面活性剤					○								
45	フェノール類					○								
46	有機物(TOC)		○			○			○			○		
47	PH値		○			○			○			○		
48	味		○			○			○			○		
49	臭気		○			○			○			○		
50	色度		○			○			○			○		
51	濁度		○			○			○			○		
水質基準検査項目計		0	9	0	0	40	0	0	9	0	0	9	0	
	嫌気性芽胞菌		○			○			○			○		3ヶ月1回
	クリプトスポリジウム、ジアルジア								○					年1回
検査項目の合計		0	10	0	0	41	0	0	11	0	0	10	0	

表1-2 水質検査の頻度と時期

陸別地区簡易水道

番号	項目名	浄水												頻度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物					○								年1回
4	水銀及びその化合物					○								
5	セレン及びその化合物					○								
6	鉛及びその化合物					○								
7	ヒ素及びその化合物					○								
8	六価クロム化合物					○								
9	亜硝酸態窒素					○								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○		○		3ヶ月1回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○						○		年1回
12	フッ素及びその化合物					○								
13	ホウ素及びその化合物					○								
14	四塩化炭素					○								
15	1,4-ジオキサン					○								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン					○								
17	ジクロロメタン					○								
18	テトラクロロエチレン					○								
19	トリクロロエチレン					○								
20	ベンゼン					○								
21	塩素酸		○			○				○		○		3ヶ月1回
22	クロロ酢酸		○			○				○		○		
23	クロロホルム		○			○				○		○		
24	ジクロロ酢酸		○			○				○		○		
25	ジブromクロロメタン		○			○				○		○		
26	臭素酸		○			○				○		○		
27	総トリハロメタン		○			○				○		○		
28	トリクロロ酢酸		○			○				○		○		
29	プロモジクロロメタン		○			○				○		○		
30	プロモホルム		○			○				○		○		
31	ホルムアルデヒド		○			○				○		○		
32	亜鉛及びその化合物					○								年1回
33	アルミニウム及びその化合物					○								
34	鉄及びその化合物					○								
35	銅及びその化合物					○								
36	ナトリウム及びその化合物					○								
37	マンガン及びその化合物					○								
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								年1回
40	蒸発残留物					○								
41	陰イオン界面活性剤					○								
42	ジェオスミン					○								
43	2-メチルイソボルネオール					○								
44	非イオン界面活性剤					○								
45	フェノール類					○								
46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水質基準検査項目の合計		9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	9	

表1-3 水質検査の頻度と時期

小利別地区専用水道

番号	項目名	原水												頻度	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	○			○			○			○			3ヶ月1回	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月	
3	カドミウム及びその化合物				○									年1回	
4	水銀及びその化合物				○										
5	セレン及びその化合物				○										
6	鉛及びその化合物				○										
7	ヒ素及びその化合物				○										
8	六価クロム化合物				○										
9	亜硝酸態窒素				○										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン				○										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○										
12	フッ素及びその化合物				○										
13	ホウ素及びその化合物				○										
14	四塩化炭素				○										
15	1,4-ジオキサン				○										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン				○										
17	ジクロロメタン				○										
18	テトラクロロエチレン				○										
19	トリクロロエチレン				○										
20	ベンゼン				○										
21	塩素酸														年1回
22	クロロ酢酸														
23	クロロホルム														
24	ジクロロ酢酸														
25	ジブromクロロメタン														
26	臭素酸														
27	総トリハロメタン														
28	トリクロロ酢酸														
29	ブromジクロロメタン														
30	ブromホルム														
31	ホルムアルデヒド													年1回	
32	亜鉛及びその化合物				○										
33	アルミニウム及びその化合物				○										
34	鉄及びその化合物				○										
35	銅及びその化合物				○										
36	ナトリウム及びその化合物				○										
37	マンガン及びその化合物				○									3ヶ月1回	
38	塩化物イオン	○			○			○			○				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○									年1回	
40	蒸発残留物				○										
41	陰イオン界面活性剤				○										
42	ジェオスミン				○										
43	2-メチルイソボルネオール				○										
44	非イオン界面活性剤				○										
45	フェノール類				○										
46	有機物(TOC)	○			○			○			○				
47	PH値	○			○			○			○				
48	味	○			○			○			○				
49	臭気	○			○			○			○			3ヶ月1回	
50	色度	○			○			○			○				
51	濁度	○			○			○			○				
水質基準検査項目計		9	1	1	40	1	1	9	1	1	9	1	1		
嫌気性芽胞菌		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		毎月
クリプトスポリジウム、ジアルジア															
検査項目の合計		10	2	2	41	2	2	10	2	2	10	2	2		

表1-4 水質検査の頻度と時期

小利別地区専用水道

番号	項目名	浄水												頻度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物				○									年1回
4	水銀及びその化合物				○									
5	セレン及びその化合物				○									
6	鉛及びその化合物				○									
7	ヒ素及びその化合物				○									
8	六価クロム化合物				○									
9	亜硝酸態窒素				○									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○			○			3ヶ月1回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○									年1回
12	フッ素及びその化合物				○									
13	ホウ素及びその化合物				○									
14	四塩化炭素				○									
15	1,4-ジオキサン				○									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン				○									
17	ジクロロメタン				○									
18	テトラクロロエチレン				○									3ヶ月1回
19	トリクロロエチレン				○									
20	ベンゼン				○									
21	塩素酸	○			○			○			○			
22	クロロ酢酸	○			○			○			○			
23	クロロホルム	○			○			○			○			
24	ジクロロ酢酸	○			○			○			○			
25	ジブromクロロメタン	○			○			○			○			年1回
26	臭素酸	○			○			○			○			
27	総トリハロメタン	○			○			○			○			
28	トリクロロ酢酸	○			○			○			○			
29	プロモジクロロメタン	○			○			○			○			
30	プロモホルム	○			○			○			○			
31	ホルムアルデヒド	○			○			○			○			
32	亜鉛及びその化合物				○									年1回
33	アルミニウム及びその化合物				○									
34	鉄及びその化合物				○									
35	銅及びその化合物				○									
36	ナトリウム及びその化合物				○									
37	マンガン及びその化合物				○									毎月
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○									年1回
40	蒸発残留物				○									
41	陰イオン界面活性剤				○									
42	ジェオスミン				○									
43	2-メチルイソボルネオール				○									
44	非イオン界面活性剤				○									
45	フェノール類				○									
46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水質基準検査項目の合計		21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	9	9	

表1-5 水質検査の頻度と時期

銀河の森専用水道

番号	項目名	浄水												頻度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物					○								年1回
4	水銀及びその化合物					○								
5	セレン及びその化合物					○								
6	鉛及びその化合物					○								
7	ヒ素及びその化合物					○								
8	六価クロム化合物					○								
9	亜硝酸態窒素					○								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○		○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○						○		年1回
12	フッ素及びその化合物					○								
13	ホウ素及びその化合物					○								
14	四塩化炭素					○								
15	1,4-ジオキサン					○								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン					○								
17	ジクロロメタン					○								
18	テトラクロロエチレン					○								
19	トリクロロエチレン					○								
20	ベンゼン					○								
21	塩素酸		○			○				○		○		3ヶ月1回
22	クロロ酢酸		○			○				○		○		
23	クロロホルム		○			○				○		○		
24	ジクロロ酢酸		○			○				○		○		
25	ジブromクロロメタン		○			○				○		○		
26	臭素酸		○			○				○		○		
27	総トリハロメタン		○			○				○		○		
28	トリクロロ酢酸		○			○				○		○		
29	プロモジクロロメタン		○			○				○		○		
30	プロモホルム		○			○				○		○		
31	ホルムアルデヒド		○			○				○		○		
32	亜鉛及びその化合物					○								年1回
33	アルミニウム及びその化合物					○								
34	鉄及びその化合物					○								
35	銅及びその化合物					○								
36	ナトリウム及びその化合物					○								
37	マンガン及びその化合物					○								
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								年1回
40	蒸発残留物					○								
41	陰イオン界面活性剤					○								
42	ジェオスミン					○								
43	2-メチルイソボルネオール					○								
44	非イオン界面活性剤					○								
45	フェノール類					○								
46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水質基準検査項目の合計		9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	9	

表2-1 水質検査頻度の検討

陸別地区簡易水道 浄水

水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年間の検査結果最大値(浄水)	施行規則第15条に基づく原則回数	施行規則第15条第1項第3号による検査回数の検討			法施行規則第15条第1項第4号による検査省略の検討	決定回数	
				検査回数を減らす場合の要件に該当するか	過去3年間の検査結果(基準値に対する割合)	減じたときの検査回数			検討内容
1 一般細菌	100 集落/ml以下	4	月1回	不可	不可	不可	毎月		
2 大腸菌	検出されないこと	不検出					毎月		
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	0.0003未満	3月1回	※2 該当	1/10以下	3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回	
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	0.00005未満			1/10以下	3年1回		年1回	
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回	
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回	
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回	
8 六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回	
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.004未満			1/10以下	3年1回		年1回	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	0.001未満			不可	不可		3月1回	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.2		※2 該当	1/10以下	3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回	
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.08未満			1/10以下	3年1回		年1回	
13 ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	0.1未満			1/10以下	3年1回		年1回	
14 四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.0002未満			1/10以下	3年1回		年1回	
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	0.005未満			1/10以下	3年1回		年1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	0.004未満			1/10以下	3年1回		年1回	
17 ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.002未満			1/10以下	3年1回		年1回	
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回	
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回	
20 ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回	
21 塩素酸	0.6 mg/l以下	0.27			不可	不可		不可	3月1回
22 クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	0.002未満							3月1回
23 クロロホルム	0.06 mg/l以下	0.006	3月1回						
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.004	3月1回						
25 ジブromクロロメタン	0.1 mg/l以下	0.001未満	3月1回						
26 臭素酸	0.01 mg/l以下	0.001未満	3月1回						
27 総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.007	3月1回						
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.004	3月1回						
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	0.001	3月1回						
30 ブロモホルム	0.09 mg/l以下	0.001未満	3月1回						
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	0.008未満	3月1回						
32 亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	0.017	※2 該当	1/10以下	3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.02未満		1/10以下	3年1回		年1回		
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	0.03未満		1/10以下	3年1回		年1回		
35 銅及びその化合物	1 mg/l以下	0.013		1/10以下	3年1回		年1回		
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	3.4		1/10以下	3年1回		年1回		
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	0.005未満	1/10以下	3年1回	年1回				
38 塩化物イオン	200 mg/l以下	5.8	月1回	※1 該当なし	不可	不可	毎月		
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	18.8	3月1回	※2 該当	1/10以下	3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回	
40 蒸発残留物	500 mg/l以下	67			1/5以下	年1回		年1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	0.02未満			1/10以下	3年1回		年1回	
42 ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月1回以上	水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要のないことが明らかであると認められる時期を除く	不可	不可	年1回		
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	0.000001未満			不可		年1回		
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	0.005未満	3月1回	※2 該当	1/10以下	3年1回	年1回		
45 フェノール類	0.005 mg/l以下	0.0005未満			1/10以下	3年1回	年1回		
46 有機物(TOC)	3 mg/l以下	0.9	月1回	※1 該当なし	不可	不可	毎月		
47 PH値	5.8以上 8.6以下	7.0					毎月		
48 味	異常でないこと	異常なし					毎月		
49 臭気	異常でないこと	異常なし					毎月		
50 色度	5 度以下	1未満					毎月		
51 濁度	2 度以下	0.1					毎月		

※1 施行規則第15条第1項第3号(イ)：水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

※2 施行規則第15条第1項第3号(ハ)：水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

表2-2 水質検査頻度の検討

小利別地区専用水道 浄水

水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年間の検査結果最大値(浄水)	施行規則第15条に基づく原則回数	施行規則第15条第1項第3号による検査回数の検討			法施行規則第15条第1項第4号による検査省略の検討	決定回数		
				検査回数を減らす場合の要件に該当するか	過去3年間の検査結果(基準値に対する割合)	減じたときの検査回数				
1 一般細菌	100 集落/ml以下	2	月1回	不可			不可	毎月		
2 大腸菌	検出されないこと	不検出		不可			不可	毎月		
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	0.0003未満	3月1回	※2 該当	1/10以下	3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回		
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	0.00005未満			1/10以下	3年1回		年1回		
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回		
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回		
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回		
8 六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回		
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.004未満			1/10以下	3年1回		年1回		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	0.001未満			不可	不可		3月1回		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.3		※2 該当	1/10以下	3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回		
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.08未満			1/10以下	3年1回		年1回		
13 ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	0.1未満			1/10以下	3年1回		年1回		
14 四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.0002未満			1/10以下	3年1回		年1回		
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	0.005未満			1/10以下	3年1回		年1回		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	0.004未満			1/10以下	3年1回		年1回		
17 ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.002未満			1/10以下	3年1回		年1回		
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回		
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回		
20 ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回		
21 塩素酸	0.6 mg/l以下	0.17			不可			不可	3月1回	
22 クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	0.002未満			不可				3月1回	
23 クロロホルム	0.06 mg/l以下	0.001	不可			不可	3月1回			
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.003未満	不可				3月1回			
25 ジブromokロロメタン	0.1 mg/l以下	0.001	不可			不可	3月1回			
26 臭素酸	0.01 mg/l以下	0.001未満	不可				3月1回			
27 総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.002	不可			不可	3月1回			
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.003未満	不可				3月1回			
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	0.001未満	不可			不可	3月1回			
30 ブロモホルム	0.09 mg/l以下	0.001未満	不可				3月1回			
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	0.008未満	不可			不可	3月1回			
32 亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	0.017	不可				3月1回			
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.02未満	※2 該当	1/10以下	3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回			
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	0.03未満		1/10以下	3年1回		年1回			
35 銅及びその化合物	1 mg/l以下	0.005未満		1/10以下	3年1回		年1回			
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	3.7		1/10以下	3年1回		年1回			
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	0.005未満		1/10以下	3年1回		年1回			
38 塩化物イオン	200 mg/l以下	2.1	※1 該当なし	不可	不可	毎月				
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	30.8	3月1回	※2 該当	1/5以下	年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回		
40 蒸発残留物	500 mg/l以下	72			1/5以下	年1回		年1回		
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	0.02未満			1/10以下	3年1回		年1回		
42 ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月1回以上	水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要のないことが明らかであると認められる時期を除く		不可	該当する場合であっても省略しない	年1回		
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	0.000001未満				不可		年1回		
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	0.005未満	3月1回	※2 該当	1/10以下	3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回		
45 フェノール類	0.005 mg/l以下	0.0005未満			1/10以下	3年1回		年1回		
46 有機物(TOC)	3 mg/l以下	1.1	月1回	※1 該当なし	不可		不可	毎月		
47 PH値	5.8以上 8.6以下	7.6			不可			毎月		
48 味	異常でないこと	異常なし			不可			毎月		
49 臭気	異常でないこと	異常なし			不可			毎月		
50 色度	5 度以下	1未満			不可			毎月		
51 濁度	2 度以下	0.1未満			不可			毎月		

※1 施行規則第15条第1項第3号(イ)：水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

※2 施行規則第15条第1項第3号(ハ)：水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

表2-3 水質検査頻度の検討

銀河の森専用水道 浄水

水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年間の検査結果最大値(浄水)	施行規則第15条に基づく原則回数	施行規則第15条第1項第3号による検査回数の検討			法施行規則第15条第1項第4号による検査省略の検討	決定回数		
				検査回数を減らす場合の要件に該当するか	過去3年間の検査結果(基準値に対する割合)	減じたときの検査回数				
1 一般細菌	100 集落/ml以下	2	月1回	不可	不可	不可	毎月			
2 大腸菌	検出されないこと	不検出					毎月			
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	0.0003未満	3月1回	※2 該当	1/10以下	3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回		
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	0.00005未満			1/10以下	3年1回		年1回		
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回		
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回		
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回		
8 六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	0.001未満			1/10以下	3年1回		年1回		
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.004未満			1/10以下	3年1回		年1回		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	0.001未満			不可	不可		3月1回		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.3			※2 該当	1/10以下		3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.08未満				1/10以下		3年1回		年1回
13 ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	0.1未満		1/10以下		3年1回	年1回			
14 四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.0002未満		1/10以下		3年1回	年1回			
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	0.005未満		1/10以下		3年1回	年1回			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	0.004未満		1/10以下		3年1回	年1回			
17 ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.002未満		1/10以下		3年1回	年1回			
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満		1/10以下		3年1回	年1回			
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満		1/10以下		3年1回	年1回			
20 ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.001未満		1/10以下		3年1回	年1回			
21 塩素酸	0.6 mg/l以下	0.31		不可	不可	不可	3月1回			
22 クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	0.002未満					3月1回			
23 クロロホルム	0.06 mg/l以下	0.008	3月1回							
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.004	3月1回							
25 ジプロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	0.001未満	3月1回							
26 臭素酸	0.01 mg/l以下	0.001未満	該当する場合であっても省略しない				3月1回			
27 総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.009					3月1回			
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.004	不可				不可	不可	3月1回	
29 プロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	0.001							3月1回	
30 プロモホルム	0.09 mg/l以下	0.001未満							3月1回	
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	0.008未満		3月1回						
32 亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	0.005	※2 該当	1/10以下	3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回			
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.02未満		1/10以下	3年1回		年1回			
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	0.03未満		1/10以下	3年1回		年1回			
35 銅及びその化合物	1 mg/l以下	0.014		1/10以下	3年1回		年1回			
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	3.7		1/10以下	3年1回		年1回			
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	0.005未満	1/10以下	3年1回	年1回					
38 塩化物イオン	200 mg/l以下	6.0	月1回	※1 該当なし	不可	不可	毎月			
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	18.9	3月1回	※2 該当	1/10以下	3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回		
40 蒸発残留物	500 mg/l以下	66			1/5以下	年1回		年1回		
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	0.02未満			1/10以下	3年1回		年1回		
42 ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月1回以上	水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要のないことが明らかであると認められる時期を除く	不可	不可	該当する場合であっても省略しない	年1回		
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	0.000001未満			不可			年1回		
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	0.005未満	3月1回	※2 該当	1/10以下	3年1回	該当する場合であっても省略しない	年1回		
45 フェノール類	0.005 mg/l以下	0.0005未満			1/10以下	3年1回		年1回		
46 有機物(TOC)	3 mg/l以下	0.9	月1回	※1 該当なし	不可	不可	毎月			
47 PH値	5.8以上 8.6以下	7.4					毎月			
48 味	異常でないこと	異常なし					毎月			
49 臭気	異常でないこと	異常なし					毎月			
50 色度	5 度以下	1未満					毎月			
51 濁度	2 度以下	0.2					毎月			

※1 施行規則第15条第1項第3号(イ)：水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

※2 施行規則第15条第1項第3号(ハ)：水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

水質基準項目の説明

項 目	基準値	解 説
01	一般細菌 100 集落/ml以下	水の一般的清浄度を示します。一般細菌として検出される細菌の多くは病原菌ではありませんが、汚染された水ほど多く検出されます。塩素消毒によりほとんどの菌は死滅します。
02	大腸菌 検出されないこと	人や動物の腸管に存在しており、糞便汚染の指標となっています。自然界では生存期間が短いといわれており、飲料水中に大腸菌が存在することは、直ちに対応が必要とされる危険な汚染であることを示しています。塩素消毒により菌は死滅します。
03	カドミウム及びその化合物 0.003 mg/l以下	自然界に広く分布しています。富山県の神通川流域に多発したイタイイタイ病は、鉱山排水中のカドミウムが主な原因とされています。慢性中毒では、肺気腫、腎障害、骨変化、タンパク尿の症状がみられます。
04	水銀及びその化合物 0.0005 mg/l以下	温度計、気圧計などの計器類の他に各種水銀化合物の原料として、また電極、触媒、水銀灯など幅広い用途があります。急性中毒では口内炎、下痢、腎障害、慢性中毒では貧血、白血球減少を起し、さらに手足の知覚喪失、精神異常が起ります。
05	セレン及びその化合物 0.01 mg/l以下	光電池、整流器、複写感光体などの電気材料、有機合成化学の触媒、色ガラス、顔料など幅広い用途があります。金属セレンの毒性は少ないですが、化合物には猛毒のものが多くあります。粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状を起し、全身けいれんから死に至ることがあります。
06	鉛及びその化合物 0.01 mg/l以下	柔らかく加工しやすい金属なので、昔から水道管として使用されていました。神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振、鉛疝痛などの中毒症状を呈することが知られています。
07	ヒ素及びその化合物 0.01 mg/l以下	自然界では銅、鉄、水銀、鉛、ニッケルなどの鉱物と共存し自然水中に溶出するほか、鉱山排水や工場排水、農薬の混入によっても水中に含まれることがあります。感覚異常や皮膚の変化、末梢性神経症を起します。
08	六価クロム化合物 0.05 mg/l以下	メッキ廃水に多量に含まれます。多量に摂取した場合、嘔吐、下痢、尿毒症などを引き起こします。
09	亜硝酸態窒素 0.04 mg/l以下	窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水などに含まれる窒素化合物が環境中で変化して亜硝酸態窒素等になります。体内に入ると酸素が欠乏した状態になるメヘモグロビン血症を起すことがあります。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン 0.01 mg/l以下	メッキ、鉄鋼製造、金銀の選鉱や多くの化学合成工業で使用され、自然中にはほとんど存在しません。体内に入ると頭痛、吐き気などを引き起こし死亡する場合もあります。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 10 mg/l以下	体内では硝酸態窒素の一部は還元反応により亜硝酸態窒素に変化するため、水道水質基準では硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の合計量と成っています。
12	フッ素及びその化合物 0.8 mg/l以下	水中のフッ素は主として地質や工場排水の混入などによります。温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれている場合があります。適量では虫歯の予防に効果があると言われていています。高濃度の場合は斑状歯(歯牙の慢性フッ素中毒)の原因となります。
13	ホウ素及びその化合物 1 mg/l以下	火山地域の地下水、温泉水に含まれることがあります。また、金属の表面加工処理剤、ガラス、エナメル工業などで使用されるので、これらの工場排水に混入することがあります。中毒症状は胃腸障害、皮膚紅疹、抑うつ症を伴う中枢神経刺激の症状です。
14	四塩化炭素 0.002 mg/l以下	主な用途はフロンガスの製造原料、燻蒸殺菌剤、金属洗浄用溶剤などがあります。また液化塩素に不純物として存在することがあります。毒性は肝臓の感受性が高くなり、脂肪浸潤、肝細胞内酵素の遊離、細胞内酵素活性の抑制、炎症がおこり最終的に肝細胞壊死を引き起こします。
15	1, 4-ジオキサン 0.05 mg/l以下	洗剤などの製品中に不純物として存在します。毒性は目に強い刺激性を有し、肝臓、腎臓、中枢神経に影響を与え、また皮膚の脱脂を起すことがあります。多臓器での腫瘍を誘発することが報告されています。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 0.04 mg/l以下	化学合成の中間体、溶剤、染料抽出剤、香料、熱可塑性樹脂の製造に使用されています。人に対しては麻酔作用があります。多量に摂取した場合には、腹痛、咳、咽頭痛、めまい、吐き気、嗜眠、脱力感、意識喪失、嘔吐等の急性症状がみられます。
17	ジクロロメタン 0.02 mg/l以下	合成有機化学物質で自然界には存在しません。殺虫剤、塗料、ニス、塗料剥離剤、食品加工中の脱脂処理及び洗浄液などとして使われています。多量に摂取した場合には、腹痛、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気脱力感、意識喪失の急性症状がみられます。
18	テトラクロロエチレン 0.01 mg/l以下	主な用途はドライクリーニング溶剤、金属用脱脂剤などで地下水汚染物質の一つとなっています。地下水中には数ヶ月から数年間にわたって残留します。多量に摂取した場合には、腹痛、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気、脱力感、意識喪失の急性症状がみられます。
19	トリクロロエチレン 0.01 mg/l以下	主な用途は金属の脱脂剤で、地下水汚染の一つとなっています。多量に摂取した場合には、腹痛、めまい、嗜眠、頭痛、脱力感、吐き気、意識喪失の急性症状がみられます。
20	ベンゼン 0.01 mg/l以下	他の化学物質を製造するための材料として利用されています。発がん性を有しており、多量に摂取した場合には腹痛、咽頭痛、嘔吐などの急性症状がみられます。
21	塩素酸 0.6 mg/l以下	浄水過程で使用されている塩素消毒剤によって生成されます。赤血球中のヘモグロビンが亜塩素酸塩により酸化され、メヘモグロビンを形成することによる中毒症状を引き起こします。
22	クロロ酢酸 0.02 mg/l以下	水道水中の有機物質や臭素及び塩素消毒剤が反応して生成されます。
23	クロロホルム 0.06 mg/l以下	浄水過程で使用されている塩素消毒剤によって生成されます。強い麻酔作用があり、肝臓、腎臓、心臓などに細胞毒として作用します。動物実験では発がん性が確認されています。
24	ジクロロ酢酸 0.03 mg/l以下	水道水中の有機物質や臭素及び塩素消毒剤が反応して生成されます。発がん性を示すものではありません。
25	ジブロモクロロメタン 0.1 mg/l以下	浄水過程で使用されている塩素消毒剤の塩素とフミン質などの有機物質が反応して生成されます。動物による経口投与の実験では肝臓の脂肪変成、腎ネフローゼが認められています。

水質基準項目の説明

項目	基準値	解 説	
26	臭素酸	0.01 mg/l以下	消毒剤として使用している次亜塩素酸ナトリウムの生成時に、不純物の臭素が酸化され臭素酸が生成されます。腹痛、中枢神経の機能低下、呼吸困難、肺浮腫、腎機能低下、視覚障害等及び発がん性が報告されています。
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブromoホルムの各濃度の合計を総トリハロメタンと呼んでいます。
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	水道水中の有機物質や臭素及び塩素消毒剤が反応して生成されます。発がん性を示すものではありません。
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	浄水過程で使用されている塩素消毒剤の塩素とフミン質などの有機物質が反応して生成されます。動物による経口投与の実験では、腎細胞肥大、肝臓の脂肪変成のほか腎臓の腺腫と腺がん、肝細胞の腺腫と腺がんがみられました。
30	ブromoホルム	0.09 mg/l以下	浄水過程で使用されている塩素消毒剤の塩素とフミン質などの有機物質が反応して生成されます。動物による経口投与の実験では、腎細胞肥大、肝臓の脂肪変成のほか腎臓の腺腫と腺がん、肝細胞の腺腫と腺がんがみられました。
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	浄水過程で、水中のアミン等の有機物質と塩素、オゾン等の消毒剤が反応して生成されます。内服したとき、呼吸困難、めまい、嘔吐、口腔及び胃に炎症が起きます。発がん性のおそれがあります。
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	水道水で高濃度の亜鉛が検出される場合は、そのほとんどが給水管などの亜鉛メッキ部分からの溶出によります。水道水中に高濃度の亜鉛が含まれていると白濁したり、収れん味(渋味、えぐみ)を与えます。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	水道水の水処理として使用されています。濃度が高いと白濁の原因となります。
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	自然水中に含まれる鉄は、地質に起因するもののほか鉱山排水、工場排水などからの場合もあります。高濃度になると水に色がつきはじめ赤水の原因となり、臭気や苦みを与えます。
35	銅及びその化合物	1 mg/l以下	高濃度になると金属味を帯び色がつきます。銅化合物は藻類、カビ類、無脊椎動物に対しては強い毒物ですが、ほ乳類に対しては蓄積性が認められないので、慢性中毒のおそれは少なくなっています。
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	地殻中に広く分布しています。水道水の水処理時のpH調整剤等に由来することもあります。高濃度になると味覚を損なう原因となります。
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	地殻中に広く分布しています。水道水中にマンガンの多いと、黒い色をつけるので好ましくありません。過剰摂取すると全身倦怠感、頭痛、不眠、言語不明瞭などの中毒症状を起こします。
38	塩化物イオン	200 mg/l以下	自然水中に含まれています。多くは地質に由来しますが、下水系、生活系及び産業系などの各排水や、し尿処理水などの混入などでも増加します。高濃度になると水に味をつけたり、鉄管などの腐食を促進する傾向があります。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	硬度はカルシウムとマグネシウムの合計量をいいます。硬度が高いと石けんの泡立ちが悪く、胃腸障害を起こし下痢を起こすこともあります。
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	水を蒸発させたときに残る物質の総量です。主な成分はカルシウム、マグネシウム、シリカ、ナトリウム、カリウム等の塩類及び有機物です。残留物が多いと苦み、渋みなどをつけます。健康への影響はほとんどありません。
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	合成洗剤の主要成分で工場排水、家庭排水等から混入することがあります。高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	湖沼等で富栄養化現象に伴って発生するかび臭の原因となる物質です。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	湖沼等で富栄養化現象に伴って発生するかび臭の原因となる物質です。
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	洗浄剤、乳化剤、分散剤、消泡剤、潤滑油、化粧品、流出油の処理剤等に使用されます。高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	自然水中には存在しませんが、化学工場排水、ガス製造工場排水などによって混入することがあります。フェノール類が含まれていると塩素処理過程でクロロフェノール類が発生し、水に著しい異臭未を与えます。
46	有機物(TOC)	3 mg/l以下	水中に存在する有機物中の炭素の総量で、水中の有機物総量の指標となります。し尿、下水、工場排水等が混入すると増加し、味を悪くする原因となります。
47	PH値	5.8以上 8.6以下	水の基本的な指標の一つであり、理化学的水質、生物学的水質、浄水処理効果、管路の腐食などに関係する重要な因子となっています。
48	味	異常でないこと	水の味は、水に溶け込んでいる物質の種類・濃度によって感じ方が異なります。下水、工場排水等による汚染、生物や細菌類の繁殖、また、海岸地帯では海水の影響をうけ塩味を感じることもあります。
49	臭気	異常でないこと	水の臭気は、水に溶け込んでいる種々の物質が原因となっています。水道において問題となる物質は藻類や放線菌等の生物によるかび臭物質、フェノールなどの有機化合物が主なものである。
50	色度	5 度以下	水についている黄褐色の程度をいいます。水道水においては配管等からの鉄の溶出などによって色度が高くなる場合があります。
51	濁度	2 度以下	水の濁りの程度をいいます。原水での濁度は状汚水処理に大きな影響を与え、浄水管理上の指標となります。

資 料

- ・過去3年間の水質検査結果

原水水質検査結果

水道名	陸別地区簡易水道	浄水場名	陸別浄水場
水源名	十勝川水系斗満川支流斗満熊の沢川	水源種別	表流水(自流)
浄水方法	急速ろ過		
検査機関名	帯広市上下水道部水質検査センター		

番号	項目名	基準値	29年度	30年度	元年度		最大値	摘要
	[基準項目]							
1	一般細菌	100 集落/ml以下	20	16	8		20	
2	大腸菌	検出されないこと	検出	検出	検出		検出	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003		< 0.0003	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005		< 0.00005	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004		< 0.004	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.2	0.2	0.2		0.2	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08		< 0.08	
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1		< 0.1	
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002		< 0.0002	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005		< 0.005	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004		< 0.004	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	
21	塩素酸	0.6 mg/l以下						
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下						
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下						
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下						
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下						
26	臭素酸	0.01 mg/l以下						
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下						
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下						
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下						
30	プロモホルム	0.09 mg/l以下						
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下						
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	0.009	< 0.005	< 0.005		0.009	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	< 0.02	0.03	< 0.02		0.03	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03		< 0.03	
35	銅及びその化合物	1 mg/l以下	0.006	< 0.005	< 0.005		0.006	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	2.9	2.8	3.1		3.1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005		< 0.005	
38	塩化物イオン	200 mg/l以下	1.6	1.6	1.6		1.6	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	19	17.9	18.7		19	
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	69	65	59		69	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02		< 0.02	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001		< 0.000001	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001		< 0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005		< 0.005	
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005		< 0.0005	
46	有機物(TOC)	3 mg/l以下	0.8	0.6	0.7		0.8	
47	PH値	5.8以上 8.6以下	7.2	7.3	7.4		7.4	
48	味	異常でないこと						
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし		微土臭	
50	色度	5 度以下	2	2	2		2	
51	濁度	2 度以下	3.7	0.8	1.3		3.7	
	クリプトスポリジウム、ジアルジア		0	0	0		0	
	嫌気性芽胞菌		2	0	0		2	

浄水水質検査結果

水道名	陸別地区簡易水道	浄水場名	陸別浄水場
水源名	十勝川水系斗満川支流斗満熊の沢川	水源種別	表流水(自流)
浄水方法	急速ろ過		
検査機関名	帯広市上下水道部水質検査センター		

番号	項目名	基準値	29年度	30年度	元年度		最大値	基準値に対する割合
	[基準項目]							
1	一般細菌	100 集落/ml以下	4	2	2		4	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出		不検出	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003		< 0.0003	1/10以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005		< 0.00005	1/10以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	1/10以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	1/10以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	1/10以下
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	1/10以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004		< 0.004	1/10以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.2	0.2	0.2		0.2	1/10以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08		< 0.08	1/10以下
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1		< 0.1	1/10以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002		< 0.0002	1/10以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005		< 0.005	1/10以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004		< 0.004	1/10以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	1/10以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	1/10以下
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	1/10以下
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	1/10以下
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	0.20	0.15	0.27		0.27	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	0.003	0.005	0.006		0.006	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	0.004		0.004	
25	ジブromokロロメタン	0.1 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	
26	臭素酸	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.003	0.005	0.007		0.007	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	0.004	0.004		0.004	
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	0.001		0.001	
30	プロモホルム	0.09 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008		< 0.008	
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	0.017	0.008	0.008		0.017	1/10以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02		< 0.02	1/10以下
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03		< 0.03	1/10以下
35	銅及びその化合物	1 mg/l以下	0.011	< 0.005	0.013		0.013	1/10以下
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	3.2	3.3	3.4		3.4	1/10以下
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005		< 0.005	1/10以下
38	塩化物イオン	200 mg/l以下	5.8	5.4	5.8		5.8	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	18.8	17.4	18.5		18.8	1/10以下
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	67	58	57		67	1/5以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02		< 0.02	1/10以下
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001		< 0.000001	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001		< 0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005		< 0.005	
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005		< 0.0005	
46	有機物(TOC)	3 mg/l以下	0.5	0.7	0.9		0.9	
47	PH値	5.8以上 8.6以下	6.9	6.9	7.0		7.0	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし		異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし		異常なし	
50	色度	5 度以下	< 1	< 1	< 1		< 1	
51	濁度	2 度以下	0.1	0.1	< 0.1		0.1	

原水水質検査結果

水道名	小利別地区専用水道	浄水場名	小利別浄水場
水源名	十勝川水系小利別川支流小利別沢川	水源種別	湧水
浄水方法	消毒のみ		
検査機関名	帯広市上下水道部水質検査センター		

番号	項目名	基準値	29年度	30年度	元年度	最大値
	[基準項目]					
1	一般細菌	100 集落/ml以下	4	20	2	20
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.30	0.30	0.30	0.30
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
21	塩素酸	0.6 mg/l以下				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下				
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下				
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下				
26	臭素酸	0.01 mg/l以下				
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下				
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下				
30	プロモホルム	0.09 mg/l以下				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下				
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	0.008	< 0.005	0.007	0.008
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
35	銅及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	3.5	3.7	3.5	3.7
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
38	塩化物イオン	200 mg/l以下	2.1	2.0	2.0	2.1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	30.8	31.9	29.5	31.9
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	57	76	69	76
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46	有機物(TOC)	3 mg/l以下	0.2	0.2	0.9	0.9
47	PH値	5.8以上 8.6以下	7.5	7.4	7.5	7.5
48	味	異常でないこと				
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5 度以下	< 1	< 1	< 1	< 1
51	濁度	2 度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	クリプトスポリジウム、ジアルジア					
	嫌気性芽胞菌		0	0	0	0

浄水水質検査結果

水道名	小利別地区専用水道	浄水場名	小利別浄水場
水源名	十勝川水系利別川支流小利別沢川	水源種別	湧水
浄水方法	消毒のみ		
検査機関名	帯広市上下水道部水質検査センター		

番号	項目名	基準値	29年度	30年度	元年度	最大値	基準値に対する割合
	[基準項目]						
1	一般細菌	100 /ml以下	2	2	0	2	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 /ml以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	1/10以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 /ml以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	1/10以下
5	セレン及びその化合物	0.01 /ml以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
6	鉛及びその化合物	0.01 /ml以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 /ml以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
8	六価クロム化合物	0.05 /ml以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 /ml以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	1/10以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 /ml以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 /ml以下	0.3	0.3	0.3	0.3	1/10以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 /ml以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	1/10以下
13	ホウ素及びその化合物	1 /ml以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1/10以下
14	四塩化炭素	0.002 /ml以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	1/10以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 /ml以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	1/10以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 /ml以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	1/10以下
17	ジクロロメタン	0.02 /ml以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	1/10以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 /ml以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
19	トリクロロエチレン	0.01 /ml以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
20	ベンゼン	0.01 /ml以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
21	塩素酸	0.6 /ml以下	< 0.06	0.17	< 0.06	0.17	
22	クロロ酢酸	0.02 /ml以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
23	クロロホルム	0.06 /ml以下	0.001	< 0.001	0.001	0.001	
24	ジクロロ酢酸	0.03 /ml以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 /ml以下	0.001	< 0.001	< 0.001	0.001	
26	臭素酸	0.01 /ml以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
27	総トリハロメタン	0.1 /ml以下	0.002	< 0.001	0.001	0.002	
28	トリクロロ酢酸	0.03 /ml以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	
29	プロモジクロロメタン	0.03 /ml以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
30	プロモホルム	0.09 /ml以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
31	ホルムアルデヒド	0.08 /ml以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	
32	亜鉛及びその化合物	1 /ml以下	0.011	0.012	0.017	0.017	1/10以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 /ml以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	1/10以下
34	鉄及びその化合物	0.3 /ml以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	1/10以下
35	銅及びその化合物	1 /ml以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	1/10以下
36	ナトリウム及びその化合物	200 /ml以下	3.6	3.6	3.7	3.7	1/10以下
37	マンガン及びその化合物	0.05 /ml以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	1/10以下
38	塩化物イオン	200 /ml以下	2.1	2.1	2.1	2.1	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 /ml以下	30.8	30.1	0.3	30.8	1/5以下
40	蒸発残留物	500 /ml以下	52	72	72	72	1/5以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2 /ml以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	1/10以下
42	ジェオスミン	0.00001 /ml以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 /ml以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02 /ml以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
45	フェノール類	0.005 /ml以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	
46	有機物(TOC)	3 /ml以下	1.1	0.6	1	1.1	
47	PH値	5.8以上 8.6以下	7.5	7.5	7.6	7.6	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5 /ml以下	< 1	< 1	< 1	< 1	
51	濁度	2 /ml以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	

浄水水質検査結果

水道名	銀河の森専用水道	浄水場名	
水源名	陸別地区簡易水道浄水受水	水源種別	浄水
浄水方法	消毒のみ(二次滅菌)		
検査機関名	帯広市上下水道部水質検査センター		

番号	項目名	基準値	29年度	30年度	元年度	最大値	基準値に対する割合
	[基準項目]						
1	一般細菌	100 集落/ml以下	2	1	1	2	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	1/10以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	1/10以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	1/10以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.3	0.2	0.2	0.3	1/10以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	1/10以下
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1/10以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	1/10以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	1/10以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	1/10以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	1/10以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	1/10以下
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	0.23	0.15	0.31	0.31	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	0.008	0.006	0.008	0.008	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.004	0.004	< 0.003	0.004	
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
26	臭素酸	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.008	0.007	0.009	0.009	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.003	0.004	0.004	0.004	
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	0.001	0.001	0.001	0.001	
30	プロモホルム	0.09 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	0.005	0.005	1/10以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	1/10以下
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	1/10以下
35	銅及びその化合物	1 mg/l以下	0.013	0.014	0.012	0.014	1/10以下
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	3.2	3.4	3.7	3.7	1/10以下
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	1/10以下
38	塩化物イオン	200 mg/l以下	5.6	5.6	6.0	6.0	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	18.2	18.9	18.9	18.9	1/10以下
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	66	61	62	66	1/5以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	1/10以下
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	
46	有機物(TOC)	3 mg/l以下	0.5	0.5	0.9	0.9	
47	PH値	5.8以上 8.6以下	7.3	7.4	7.4	7.4	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5 度以下	< 1	< 1	< 1	< 1	
51	濁度	2 度以下	< 0.1	0.2	0.2	0.2	